

多子加算について

※ここでいう「大学生」「社会人」とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(高校卒業から大学卒業までの年代の児童)

ケース1

大学生 <第1子>	高校生 <第2子>	中学生 <第3子>
		
なし	1万円	3万円

ケース2

同居の社会人 ○親と同居し、食事や洗濯などの世話は親がしている	高校生 <第2子>	中学生 <第3子>
		
なし	1万円	3万円

ケース3

別居の社会人 ○定期的な連絡・面会をしている ○親が仕送りをしている	高校生 <第2子>	中学生 <第3子>
		
なし	1万円	3万円

ケース4

別居の社会人 ○親の援助は受けずに子ども自身で生活している	高校生 <第1子>	中学生 <第2子>
		
なし	1万円	1万円